

地方からの提案個票

＜各府省第1次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	個票のページ
10	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	1～5
4	母子家庭自立支援給付金等の申請者が「ひとり親であること」等の証明に係る事務の見直し	6～9
26	乗用タクシーの営業区域の変更に係る地方公共団体による要請権限の付与	10～11
27	自家用自動車による貨物の有償運送の中山間地域における通年の利用を可能とする見直し	12～13
28	乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大	14～16

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、文部科学省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所や学校等を訪問先として認める。

具体的な支障事例

医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応できる施設は少ない。
当市の保育所等では、主治医の「保育所等での集団生活が可能」の判断があれば、受け入れ可能である。しかし看護師配置等の条件に対応することが困難な状況から、保護者が付き添い、医療的ケアを行っているケースがあり、保護者の負担が大きい。
医療的ケア児の保護者が就労を希望しても、医療的ケアがあるため保育所等に預けることが難しく、職場復帰できない等、保護者の就労に影響があるところ、保育所等での医療的ケアに対する訪問看護の利用については、健康保険法上、訪問先が「居宅」に限定されていることから、実質的にその利用が制限されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

医療的ケア児の受入が促進され、多様な需要に対応できる。
医療的ケア児の保護者の負担を軽減し、働きやすくすることができる。

根拠法令等

健康保険法第 63 条、第 88 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

足利市、船橋市、横浜市、相模原市、加賀市、須坂市、豊橋市、豊田市、京都市、南あわじ市、鳥取県、米子市、山陽小野田市、八幡浜市、佐世保市、大分県、宮崎県、宮崎市

○医療的ケア児の居宅における看護は、訪問看護の看護師によるケアが定着しており、医療的ケア児の保護者との信頼関係が構築できている場合も多い。また、医療的ケア児の状態もさまざまであることから、居宅、保育所等の場所に関係なく、状況を把握した看護師を派遣できる制度への改正が必要である。
○当市でも看護師が確保できず、酸素吸入が必要な医療的ケア児の保育園での受け入れを断念した経過があることから、保育園への訪問看護が適用されれば医療的ケア児の受け入れを広げることが可能となり、児童の集団保育の機会確保に資すると考える。

○当市でも医療的ケア児が保育所入所が出来なかった事例がある。医療的ケア児を担当することになる保育士の不安はかなり大きい。また、看護職の確保も難しい状況であるため、どのくらい保育士や保護者の不安が軽減されるか分からないが、訪問看護ステーションの看護師による訪問看護が保育所で受けられるようになると医療的ケア児の集団参加の機会の確保ができると思われる。

○現在、医療的ケアに当たる保育所常勤の看護師が不在時の対応として、保育所への訪問看護を実施しているが、健康保険法上、保育所での訪問看護が認められていないため、市の単独事業により、全額市が費用負担をして訪問看護の利用をしている。健康保険法における訪問看護の適用範囲を拡大し、保育所での訪問看護を可能とすべきである。

○当市においては、提案団体同様の課題に対して、障害福祉部門において、「施設」在籍児童を対象に訪問看護師派遣事業を実施しており、全額公費負担している。保育対策総合支援事業費補助金の対象ではあるが、健康保険対象でないため、事業費の負担が大きく、予算確保に困難がある。保険対象となれば、支援対象の医療的ケア児数を拡大することができる。

○当市においても、医療的ケア児に対する看護師を配置している施設はなく、保護者が付き添うケースが見られ、保護者の負担が大きい。保険適用の範囲が拡大されれば、訪問看護を施設で利用することもでき、医療的ケア児の受入施設数も増えると考えられる。

○当市においても医療的ケアを必要とする入園ニーズは高まっているが、園に常駐する看護師は不足しており、早朝・延長の対応も課題となっている。そのため、園への訪問看護は必要と考える。

○医療的ケア児に対応できる施設は、当県でも少ない状況にあり、訪問看護ステーションの適用範囲の拡大は、医療的ケア児の受入促進につながるものと思料される。

○支障事例:本来なら酸素吸入が必要な児であるが、園ではなんとか酸素なしで過ごしている。そのため児は活動を制限をしたり、保育士も体調に十分に配慮しながら園生活を送っているが、万が一の事態について保育士は常に不安を伴っている。また嚥下障がいや鼻腔からチューブで栄養摂取している児は毎回保護者が来園して対応しており、保護者の負担が大きい。

地域課題:医療的ケア児におけるニーズの把握

制度改正の必要性等:医療的ケア児に対して、保育・教育の機会を保障するために、訪問看護の訪問先について「保育所等」も対象とする必要がある。

○現在、医療的ケア児の受入れがない状況であるが、提案の改正が行われれば、保育所等での受入れ促進が期待される。それにより、医療的ケア児の選択肢や保護者の就労機会の拡大につながるため、所要の改正が必要である。

○当市では、18歳以上の対象者も含め、医療的ケア児・者等として運用している。その中で、医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するうえで、訪問看護の適用範囲の拡大を実施する必要があると考えている。

○児童発達支援や放課後等デイサービスでは、看護師を配置することに対する加算制度があるが、看護師の確保が難しいだけでなく医療行為に対する責任やリスクなどから、多くの事業所で配置が進んでいない状況である。訪問看護先に保育所や学校のほか、障害児通所支援事業所を認めることで、医療的ケア児とその保護者が望む地域・事業所において主治医の指示書のもと、日頃から医療行為を行っている看護師による医療的ケアを受けることが可能となる。

○訪問看護が居宅に限られており、保育所等への訪問ができないことにより、近隣の医院に医療的ケアの必要な児童をつれて行き、処置をしている。

○当県医ケア協議会において、保育所等での医療的ケアのニーズに対応するため訪問看護師の活用について、意見が出されている。

○訪問看護サービスを自宅で利用する場合は、医療保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されず、保護者の負担に繋がっている。(全額自費での対応となっている。)

○提案市が具体的な支障事例として指摘している問題点は、当県においてもそのまま当てはまる。現状、保護者の要望等に応じ、その時々に関係機関で体制を含めた調整をしており体制の継続ができていない。(現状は、保護者が保育所・幼稚園にて医療的ケアを行っている。)なお、当該自治体が予算を組み保育・教育機関で訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する事業を検討中の事例あり。

○提案自治体と同様の状況であり、対応に苦慮している。人材が不足する中、看護師の配置も現実的に困難であるため、訪問看護の仕組みや制度の活用を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答

保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備等の方策の在り方については、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえて、検討することが必要であると考えます。

具体的には、医療的ケア児が保育所等へ通うことを支援するために、例えば保育所においては「医療的ケア児

保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の配置を推進しているところであり、学校においては「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により小・中学校への看護師配置や幼稚園の巡回に要する経費の一部を補助している。医療的ケア児の支援については、保育所等への受入れも含め、医療、福祉、障害、教育等の分野が一体的に検討を行う必要があることから、文部科学省及び厚生労働省の関係部局により構成される「教育・福祉の連携・協力推進協議会」の下に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」を設置し検討を進めているところである。保育所等における医療的ケア児の支援の適切な在り方についても、現行の支援策を含め、引き続き当該WGにおいて議論を深めてまいりたい。

なお、我が国の公的医療保険制度は、被保険者の疾病又は負傷に対する治療を保険給付の対象としており、訪問看護については、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって主治医が訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象であることから、居宅以外の場所における医療的ケアを公的医療保険制度の給付対象とすることは健康保険法等の想定するところではない。

特に、医療保険の対象である居宅における訪問看護は、1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とし、原則週3日を限度として、1対1の個別のサービスを提供するものである。これと保育所等で児の状態に合わせて行う医療的ケアの実施については、サービス提供の目的、提供に係る時間や費用、提供する場の状況、提供者の担うべき役割といった観点から訪問看護になじむのかといった課題がある。さらに、同時に当該保育所等に在籍する複数の児への対応が求められる場合には、1対1の個別のサービスを提供する訪問看護の性格になじまず、医療保険給付の安全かつ効率的な実施に資さないと考えられる。

さらに、保険者等の大きな財政負担や児の保護者の新たな財政負担を伴うものであることから、医療保険の訪問看護の給付範囲の拡大を前提とすることは困難である。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、文部科学省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

医療的ケア児に対する訪問看護サービスの利用範囲拡大

提案団体

福井市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所等を訪問先として認める。

具体的な支障事例

医療的ケア児の受入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上難しい。

健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、保育所等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限され、保育士等だけの対応に限界がある中、医療的ケア児の受入れが進まず苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

医療的ケア児の受入体制が強化できる。

根拠法令等

健康保険法第 63 条、第 88 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

足利市、船橋市、横浜市、相模原市、加賀市、須坂市、豊橋市、豊田市、京都市、南あわじ市、橿原市、鳥取県、米子市、八幡浜市、佐世保市、大分県、宮崎県

○医療的ケア児の居宅における看護は、訪問看護の看護師によるケアが定着しており、医療的ケア児の保護者との信頼関係が構築できている場合も多い。また、医療的ケア児の状態もさまざまであることから、居宅、保育所等の場所に関係なく、状況を把握した看護師を派遣できる制度への改正が必要である。

○当市でも看護師が確保できず、酸素吸入が必要な医療的ケア児の保育園での受入れを断念した経過があることから、保育園への訪問看護が適用されれば医療的ケア児の受入れを広げることが可能となり、児童の集団保育の機会確保に資すると考える。

○当市においては、提案団体同様の課題に対して、障害福祉部門において、「施設」在籍児童を対象に訪問看護師派遣事業を実施しており、全額公費負担している。保育対策総合支援事業費補助金の対象ではあるが、健康保険対象でないため、事業費の負担が大きく、予算確保に困難がある。保険対象となれば、支援対象の医療的ケア児数を拡大することができる。

○入所施設が保険適用の範囲外であることから、保護者がケアに向かうことで入園しているが、保護者の負担

が大きい。

○小中学校での医療的ケア児の受入れに関する相談は年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上、保護者の要望にすべて応えることが困難な状況である。健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、学校等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限されている。そのため、教員等だけでの対応ができない事例でなおかつ看護の中でも専門的スキルが必要とされる事例(人工呼吸器装着時の吸引等)については、市独自で訪問看護ステーションと契約を結び対応してはいるが、国の補助事業は費用の3分の1のみの補助であり、市の負担が大きい。

○当市においても医療的ケアを必要とする入園ニーズは高まっているが、園に常駐する看護師は不足しており、早朝・延長の対応も課題となっている。そのため、園への訪問看護は必要と考える。

○医療的ケア児に対応できる施設は、当県でも少ない状況にあり、訪問看護ステーションの適用範囲の拡大は、医療的ケア児の受入促進につながるものと思料される。

○当市では、18歳以上の対象者も含め、医療的ケア児・者等として運用している。その中で、医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するうえで、訪問看護の適用範囲の拡大を実施する必要があると考えている。

○児童発達支援や放課後等デイサービスでは、看護師を配置することに対する加算制度があるが、看護師の確保が難しいだけでなく医療行為に対する責任やリスクなどから、多くの事業所で配置が進んでいない状況である。訪問看護先に保育所や学校のほか、障害児通所支援事業所を認めることで、医療的ケア児とその保護者が望む地域・事業所において主治医の指示書のもと、日頃から医療行為を行っている看護師による医療的ケアを受けることが可能となる。

○訪問看護が居宅に限られており、保育所等への訪問ができないことにより、近隣の医院に医療的ケアの必要な児童をつれて行き、処置をしている。

○当県医ケア協議会において、保育所等での医療的ケアのニーズに対応するため訪問看護師の活用について、意見が出されている。

○訪問看護サービスを自宅で利用する場合は、医療保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されず、保護者の負担に繋がっている。(全額自費での対応となっている。)

○提案市が具体的な支障事例として指摘している問題点は、本県においてもそのまま当てはまる。現状、保護者の要望等に応じ、その時々に関係機関で体制を含めた調整をされており体制の継続ができていない。(現状は、保護者が保育所・幼稚園にて医療的ケアを行っている。)なお、当該自治体が予算を組み保育・教育機関で訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する事業を検討中の事例あり。

各府省からの第1次回答

保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備等の方策の在り方については、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえて、検討することが必要であると考えます。

具体的には、医療的ケア児が保育所等へ通うことを支援するために、例えば保育所においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の配置を推進しているところであり、学校においては「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により小・中学校への看護師配置や幼稚園の巡回に要する経費の一部を補助している。医療的ケア児の支援については、保育所等への受入れも含め、医療、福祉、障害、教育等の分野が一体的に検討を行う必要があることから、文部科学省及び厚生労働省の関係部局により構成される「教育・福祉の連携・協力推進協議会」の下に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」を設置し検討を進めているところである。保育所等における医療的ケア児の支援の適切な在り方についても、現行の支援策を含め、引き続き当該WGにおいて議論を深めてまいりたい。

なお、我が国の公的医療保険制度は、被保険者の疾病又は負傷に対する治療を保険給付の対象としており、訪問看護については、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって主治医が訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象であることから、居宅以外の場所における医療的ケアを公的医療保険制度の給付対象とすることは健康保険法等の想定するところではない。

特に、医療保険の対象である居宅における訪問看護は、1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とし、原則週3日を限度として、1対1の個別のサービスを提供するものである。これと保育所等で児の状態に合わせて行う医療的ケアの実施については、サービス提供の目的、提供に係る時間や費用、提供する場の状況、提供者の担うべき役割といった観点から訪問看護になじむのかといった課題がある。さらに、同時に当該保育所等に在籍する複数の児への対応が求められる場合には、1対1の個別のサービスを提供する訪問看護の性格になじまず、医療保険給付の安全かつ効率的な実施に資さないと考えられる。

さらに、保険者等の大きな財政負担や児の保護者の新たな財政負担を伴うものであることから、医療保険の訪問看護の給付範囲の拡大を前提とすることは困難である。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

165

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

ひとり親家庭等の支援事業に関する自治体への調査権限の付与

提案団体

多治見市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

母子家庭自立支援給付金等事務において、ひとり親家庭であるかについて、自治体へ調査権限を付与すること。

具体的な支障事例

現状、ひとり親家庭等への支援事業(母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び母子家庭高等職業訓練修了支援給付金)については、申請者がひとり親家庭であるか否かは職権で調査等を行うことができず、申請者が提出する住民票、戸籍、所得証明等により判断している。

しかし、昨今の婚姻関係の多様化により、申請者から提出される書類だけでは、判断ができない場合があり、関係者への質問及び関係機関への資料提供要求等を可能とし、職権により調査できるようにする必要がある。

具体的には、離婚等により母子或いは父子家庭となった場合、離婚時期によっては申請者から提出された戸籍だけでは確認できず、提出された戸籍よりも遡る戸籍の確認が必要となることがあるが、本人経由の取得では手間と時間を要するため、知識のある職員が職権で調査を行う方が迅速に確認を行うことが可能となる。また、添付書類が離婚前時期に係るものである場合、本人に取得が困難なものもある。更に未申告による所得証明が取得できない場合の事実確認は、現状では職員による調査の権限がないため、確認することができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

母子家庭自立支援教育訓練給付金等について、適切な運用が可能となり、事務改善に繋がる。

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法施行令、同法施行規則、自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

八戸市、荒川区、川崎市、福井市

○申請者から提出される書類だけでは、判断ができない場合があり婚姻関係の確認に苦慮しており、申請者に負担をかけてしまうこともある。自治体に調査権限を持たせることにより、事務改善につながると思う。

各府省からの第1次回答

本件提案については、

○大半の受給希望者は、離婚の事実や所得水準を児童扶養手当証書によって確認できること、

○児童扶養手当受給者ではない場合も、

・所得水準については、本人の同意を得て番号制度を活用し、課税証明書の情報確認ができるほか、

・離婚の事実についても、戸籍法第10条の2に基づき、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができること

から、現行規定で対応可能である。

なお、具体的な支障事例を個別に踏まえながら、ご指摘に係る調査権限についての検討を含め、どのような対応が地方自治体の業務運営の改善に資するかという観点から、検討して参りたい。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

166

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

特定求職者雇用開発助成金に関する市区町村の証明に係る事務の見直し

提案団体

多治見市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

特定求職者雇用開発助成金に係る母子家庭の母等であることの証明について、市区町村等の証明書を廃止する。または、証明が必要である場合、市区町村に当該証明に関する調査(戸籍の公用請求等を含む)権限を付与する。

具体的な支障事例

本市では、当該助成金に係る証明書の発行を求められることがあり、母子及び寡婦証明書の作成にあたって法第6条第1項の該当及び児童扶養があるか否かを判断するため、申請者等に住民票、戸籍等の取得・提出を求めている。

そのため、申請者(労働者)に負担を強いることとなるが、本助成制度は事業者への助成であり、申請者にとってはメリットがなく負担のみである。

また、証明申請があった日から遡って、雇入れ日において児童の扶養があったか否かの証明は、市町村でも判断することが難しい。提出書類でも判断できない場合は、申請者から直接聞き取った内容などを考慮して、証明書を発行しているのが現状であり、市区町村だから判断できるものではない。確認方法としては被扶養者の社会保険証の確認により可能になると考えるが、本人への聞き取り、保険証による確認のいずれの場合も労働局窓口で可能である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村の証明を不要とした場合、申請者にとっては、管轄の労働局においてワンストップの対応が可能となり、利便性の向上に資する。

市区町村へ調査権限が付与された場合、提出書類だけでは判断が難しい場合でも戸籍の遡りの確認及び所得調査等による確認が可能となり、特定求職者雇用開発助成金の適切な運用が可能となるとともに、申請者に対して不要な負担を軽減できる。

根拠法令等

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法、雇用保険法第62条、雇用保険法施行規則第109条、第110条、第143条の2、雇用関係助成金の手続き(A 雇用給付金編)、特定求職者雇用開発助成金

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

令和元年度末の支給要領改正に向け、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)に係る母子家庭の母等であることの証明について、母子家庭の母等に該当すると判断できる証明書について精査を行い、制度運用に支障が生じない範囲において求職者本人の負担が極力生じることのないよう見直しを検討する。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

4

提案区分

A 権限移譲

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

タクシーの営業区域の変更に係る市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設

提案団体

五條市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

以下の規定を、現行の道路運送法施行規則第5条に加えるよう求める。

①市町村長は一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の営業区域(当該市町村の区域が含まれる部分に限る。)の変更に付いて、当該市町村のタクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で、国土交通大臣に対し、要請することができる。

②国土交通大臣は、①の要請があった場合には、市町村長に対し①の要請についての回答をしなければならない。

具体的な支障事例

本市は平成17年に一市二村(五條市、西吉野村、大塔村)が合併した結果、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の営業区域が市内で2つにまたがることとなった。

旧五條市地域は金剛交通圏(2社が営業)に、旧西吉野村地域及び旧大塔村地域は大台交通圏(1社が営業)に属することとなった。

その後急激な人口減少の影響等もあり、平成29年、本市の大台交通圏に属するタクシー事業者が消滅した。

そのため、自家用車を持たない旧西吉野村地域の住民の旧西吉野村地域内を移動する交通手段の確保に支障が生じている。(道路運送法第20条の規定により、金剛交通圏の事業者が発着ともに大台交通圏(旧西吉野村地域)での運行はできない。)

現在、旧西吉野村地域内の移動については、本市ではコミュニティバス西吉野コース及びデマンド型乗合タクシーで対応しているが、いずれも特定の路線・経路しか運行することができず、また、こうした公共交通手段を用いるとしても、急峻な山間部に位置する自宅から各停留所までの移動手段がないことから、高齢者が多い旧西吉野村地域の移動をドア・ツー・ドアで担えるタクシーの運行が強く求められている。

現行制度上、タクシーの営業区域の設定は地方運輸局長の専権事項であり、地域住民の移動手段の確保を担う地元市町村や当該市町村が主催する地域公共交通会議の意見を反映する仕組みが存在しない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本市のように現行設定されているタクシーの営業区域により地域住民の移動に支障が生じている場合において、地域住民の意見をタクシーの営業区域に反映させることで、地域住民にとって利便性の高い公共交通手段の確保が可能となる。

根拠法令等

道路運送法第20条、道路運送法施行規則第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、徳島県

○当県においても、事業者が1者のみで、夜間対応が困難な営業区域があり、夜間の医療機関への往来に支障が出ている。今後も運転手不足などにより、事業者の経営環境は厳しさを増していくものと思われるため営業区域の再編が必要になる可能性がある。

各府省からの第1次回答

道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の営業区域については、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から、地方運輸局長がその区域を定め、事業を行う範囲を確定させることとしている。営業区域の見直し等については、地域の関係者の意見を踏まえつつ、地方運輸局において適切に対応しているところ。

これまでも既存の枠組みにより、地域の関係者の意見を踏まえて営業区域の見直し等の対応を図ってきたところである。例えば、長野県において、昨年度、旅客流動の実態を踏まえて、地方公共団体の地域公共交通会議における要望もあり、営業区域の見直しを行ったところである。また、福島県においては、地方公共団体と事業者の間の調整を踏まえ、事業者が存在しない地域を隣接する営業区域の一部と認める特例を設けている。提案内容については、「タクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で、国土交通大臣に対し、要請する」規定を加えられているが、地域公共交通会議の構成員には、現行制度上、地方運輸局長を含むこととしており、営業区域の設定権者である地方運輸局長を含めて同意を得た事項について、改めて要請する手続き規定を加えることは、地域公共交通会議のワンストップ機能を損ねるものであり、不必要な制度改正である。

以上より、五條市の支障事例については現行制度により、速やかに対応すべきものとするものがあるが、提案自治体の地域公共交通会議において同意がされているとは承知していないため、まずは、提案にあるような意向も踏まえて、市町村が地域公共交通会議の主宰者として会議の運営と合意形成が円滑に進められるよう、国土交通省としても地方運輸局を通じてサポートして参りたい。

なお、営業区域の見直しのあり方については、国土交通省において省内に設置した地域交通フォローアップ・イノベーション検討会で既に検討を行っているところ。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

296

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和

提案団体

鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

現在、道路運送法第78条3項で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず全国一律の基準で繁忙期のみ認められているが、これを中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において、地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通して認めていただきたい。

具体的な支障事例

現在、ドライバー不足により貨物の運送が困難になってきており、中山間地における配達は宅配事業者により負担となってきている。

そのような中、本県では、道路運送法第78条2項による市町村運営の有償運送において貨客混載を行い、集落の拠点(公民館)まで配達し、拠点から各個人宅へは宅配事業者から委託を受けた当該地域の自治組織の複数の世話人が各々が所有する車両を利用して配達する貨物の共助運送の仕組みを検討中である。

この場合、現行の道路運送法では、普通車の場合、貨物運行管理に係る国家資格や最低保有台数5台以上等の要件がある一般貨物自動車運送事業の許可が必要であり、現実的ではない。中山間地における宅配事業は年間通じて困難な状況にあり、自治組織は年間通じて自家用車による貨物有償運送を行う必要があるため、この規制緩和がなされなければ、仕組みが構築できない。

このケース以外でも、近年、ネット通販の普及から宅急便の取り扱い個数は急伸しており、中山間地におけるサービス低下も懸念されることから年間通じての貨物輸送の自家用運送が必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

貨物の自家用有償運送を年間を通して認めてもらえると、トラック業界の運転手不足の問題が緩和される。また、現在検討している仕組みでは、宅配事業のラストワンマイルを地域自治組織が担うことになるため、人手不足の構造的な原因となっている再配達業務の緩和につながるのと同時に、自治組織としての収益事業が生まれ、集落の自立性が高まり、持続可能な地域づくりに繋がる。これは道路運送法78条3項に規定する「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」に合致するものと思われる。

根拠法令等

道路運送法第78条

年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について(自動車交通局貨物課長通知、国自貨第91号平成15年2月14日、一部改正国自貨第16号平成26年6月9日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業法において、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、必要な許可や当該許可に係る要件等について定めているところ。

ご提案の実情等は十分に把握する必要があると考えているところ、例えば、貨物軽自動車運送事業については、所定の届出を行うことにより軽自動車1台から事業を開始することが可能である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

94

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和

提案団体

鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

既存の貨物自動車運送事業者だけでは当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な過疎地域等において、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと地域公共交通会議で認められ、協議が整った場合には、乗用タクシーにおいても少量貨物の有償運送を可能とする。

具体的な支障事例

現在、中山間地では少子高齢化や人口減少が特に進んでいることから貨物や旅客の輸送量が限られており、事業の経営が成り立ちにくく、事業者の営業サービスが低下してきている。

中山間地の住民が買い物をする場合、移動の困難である高齢者等が多いため自らが店舗に行くことも難しく、また注文しても配送手段がないため必要な時に必要なものが直ぐに手に入らない状況で有り、日常生活に支障をきたしている。

現行、一般乗合旅客自動車運送事業者、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けた自家用有償旅客運送者及び地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送者においては、少量貨物の有償運送を行うことが可能であるが、バス路線や自家用有償運送を行う団体がなく、乗用タクシーが住民の足となっているような過疎地域など、地域によってはカバーできない場所もあり、地域の実情に応じたより弾力的な仕組みを構築する必要があると考える。

また、一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者により貨物の有償輸送が行われていてもバス待合所等の荷物集積所まで荷物を取りに行き、自宅までこれを運ばなければならない、高齢者等にとってはかなりの重労働になる場合もあると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に応じて弾力的に貨客混載が行うことが可能となり、過疎地域における人流・物流サービスの持続可能性を確保できる。

また、従来の自動車運送事業のあり方とは異なる新しい事業展開を可能とし、その生産性向上を図っていくことが期待されるとともに、生産性の向上により収益の向上が見込め、過疎地域における乗用タクシーの経営維持に繋がり、過疎地域の交通の足が確保される。

根拠法令等

道路運送法第78条第3号、第82条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊豆の国市

○定期運行するバス事業では、全国的に社会実験等により、規制緩和や導入に向けた動きがある。タクシーは、不定期的な運行形態となるため、効率的な運行が求められる。また、料金設定や支払い方法、不在対応等についても協議を有する。地域のタクシー事業者の協力と理解が必要となる。地域公共交通会議での協議が必要と思われる。

○市街地では宅配業者等により一日複数回荷物配送されるが、中山間地では一日一回しか配送されない地域もある。営業所の荷物受取のタイミングによっては翌日配送となることもあり、荷物の配達が遅れている地域がある。また、人口減少等によりタクシー利用者の減少により、地域によってはタクシー会社が撤退し、営業所のない自治体もあり、タクシーが移動手段となっている住民に影響が生じている。

各府省からの第1次回答

自動車運送業の担い手を確保するとともに、人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻な課題となっている過疎地域において人流・物流サービスの持続可能性を確保するため、自動車運送事業者が旅客又は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、輸送の安全を確保する観点から旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の許可をそれぞれ取得した場合には、一定の条件のもとで、御提案の過疎地域におけるタクシー車両を用いた貨物運送を行うことを可能とするための措置を講ずることを検討しているところ、平成29年6月末より意見公募手続を開始しており、9月に許可の申請受付を開始する予定である。

今回措置を講ずることを検討している過疎地域における取組以外の御提案のような措置については、輸送の安全の確保や利用者の利益の保護の観点も踏まえつつ検討する必要があるところであり、その検討にあたっては上記措置の実施状況や関係者の意見を踏まえる必要があるところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の第1次回答による制度が実施されれば、貨物や旅客の輸送量が限られている過疎地域において、当該地域内の住民に係る貨物輸送サービスを維持・確保する新たな方法が創設されることとなり、本県等が提案していた内容が満たされることとなる。

一方で、平成29年8月7日付けで国土交通省より発出された通達によると、貨客混載が可能な対象地域は、過疎地域自立促進特別措置法(以下、「過疎法」という。)で規定する過疎地域(同法第2条第1項及び第33条の地域)であって、人口が3万人に満たないものとされている。

市町村合併により合併する前より市町村の面積は広がっており、一つの市町村内でも地域により貨物・旅客の輸送量や輸送手段には大きな差異があることから、当面の実施状況や関係者の意見を踏まえた上で、今後、適用を「過疎地域等」とし、過疎法で規定する過疎地域に加え、各地方公共団体が規定する中山間地域の区域も対象地域にすべきと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○措置の対象となる「過疎地域」の定義について、通達では「過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域又は同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないもの」としているが、これでは実態として既存の貨物自動車運送事業者だけでは物流サービスの維持・確保が困難となっている地域が対象とならないおそれがある。

通達における「過疎地域」に加え、例えば、地域公共交通会議において貨物自動車運送事業者等も含めた合意が得られた地域や特定農山村地域等も対象として認められるようにするなど、地域の実情を踏まえた対応を行えるような仕組みにすべきではないか。

○直ちに直視することが難しいとすれば、当面の実施状況を検証し、その結果を踏まえて、対象地域の拡大や地

域の実情に応じた柔軟な許可等について改めて検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

御提案のような地域を対象地域とすべきかどうかについては、輸送の安全の確保や利用者の利益の保護の観点を踏まえ検討する必要があるが、過疎地域におけるタクシー車両を用いた貨物運送は、9月1日より申請の受付を開始したばかりであり、これから実際に事業が実施される際にどのような問題が生じるかを十分に検証する必要があるため、対象地域について直ちに直視することは難しい。今後、このような検証に加え、関係者の意見も踏まえつつ、御提案のような地域を対象地域とすべきかどうか検討を行ってまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【国土交通省】

(10)道路運送法(昭26法183)及び貨物自動車運送事業法(平元法83)

(i)過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業については、平成29年9月1日から許可の申請を受け付ける旨を地方公共団体に周知する。

[措置済み(平成29年8月7日付け国土交通省自動車局長通知)]

(ii)一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。